

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課						
基本施策	1 母子の健康づくり	総合計画書記載ページ	P58—P61	(記入者)	氏名	原 咲子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。 ●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。 ●関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期を安心して過ごし、出産、子育てができるよう、ハイリスク妊産婦の支援や乳幼児健康診査等により、子どもの発育発達及び母親の育児を支援した。 ・ハイリスク妊婦や乳幼児の継続支援については、関係機関等と連携して支援に取り組んだ。 ・妊婦や産婦を対象とした交流会では、参加者は少数であったが仲間づくりを支援し、地域で子育てしやすい環境の整備につながっている。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
	母子保健サービスに満足している市民の割合	%	年度 H22	基準値 67.6	H23 -	H24 -	H25 -	H26 76.2	H27 -	H27 75.0	H32 85.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 妊娠出産に向けた支援	妊婦健康診査受診率	99.8% (H21)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				○
	子育てにストレスを感じている市民	29.5% (H21)	-	39.5%	-	28.5%				
① 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。						曾野小学校で、養護教諭と連携して命の授業を実施した。新成人には、飲酒・禁煙及び妊娠・出産の医学的適齢期に関するリーフレットを、婚姻届けを提出した夫婦には家族計画に関するリーフレットを配布し、正しい知識の普及、啓発を行った。	さらなる周知の機会を検討していく必要がある。	効果的な知識の普及、啓発の方法について検討していく。	○
② 妊娠を望む夫婦に対する支援	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。						不妊症と診断され、人工授精を受けた夫婦に対し、一般不妊治療費の助成を実施した。平成27年度の助成件数は、34件で、平成26年度より14件増加した。 少子化対策の一環として、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりができた。	引き続き、制度の周知をしていく必要がある。	継続して助成制度を実施していく。	◎
③ 妊娠初期からの健康管理の支援	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身の状況把握や相談支援を行います。						母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠や育児についての健康教育を実施した。また、保健師が面談して問診することにより、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう継続的な支援ができた。ハイリスク妊婦については、医療機関等と連携して支援した。	妊娠期の相談支援を推進していくために、支援体制の整備が必要である。	助産師を雇用して、妊娠期の支援の充実を図る。	○
④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援	妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。						母親教室の中で、妊婦と生後3か月までの乳児をもつ親が交流できる場を設けた。妊産婦53名が参加し、妊産婦の情報交換や仲間づくりにつなげることができた。	母親教室の受講人数が減少してきているため、保健センターで受講することのメリットや教室の魅力等を発信していく必要がある。	母親教室の内容の周知や教室等を通して、子育ての仲間づくりを支援していく。	○
⑤ 父親の子育てへの参加促進	父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。						パパママセミナーは、夫婦そろって参加しやすいように土・日曜日に実施したが、参加者数56組(112人)で、減少傾向にある。 こどもの救命講習会は、日曜日に実施した結果、参加親子10組のうち7組に父親の参加が得られた。	パパママセミナー及びこどもの救命講習会は、参加者数が減少しているため、教室の周知や内容を検討する必要がある。	効果的に実施しながら、父親の参加支援に努めていく。	○
(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	乳幼児健康診査受診率	93.5% (H21)	98.5%	97.8%	98.9%	97.0%				○
	3歳で虫歯がある子どもの割合	15.0% (H21)	10.5%	8.8%	9.5%	13.0%				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。						乳児健康診査受診票（乳児期2回）による医療機関での健診受診を奨励した。4か月・1歳6か月・3歳児健康診査を実施し受診率は、98.9%であった。すべての対象児の身体及び精神発達を確認し、育児不安等に対する支援を行った。 健診時には、保健師の他、助産師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士・心理相談員に相談できる体制をとり、専門職による相談と多職種によるリスクチェックをしている。 健診事後教室を年齢別に実施したことにより、適切な支援につながった。 要支援者に対する巡回指導は、保育園・幼稚園・小中学校、児童館で実施した。 未熟児等については、医療機関や関係機関と連携して支援した。		日常的に支援が必要なケースに対して、対応できるサービス等がないため、関係機関等と連携して支援方法や必要なサービスを検討する必要がある。	関係機関等と連携して支援方法や必要なサービスを検討していく。	○
② 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。						新生児訪問、母子健康手帳交付、4か月児健康診査等において、乳幼児の疾病や予防接種、事故防止等の啓発をした。こどもの救命講習会を日曜日に実施した結果、参加親子10組のうち7組に父親の参加が得られ、父親の参加につながった。		引き続き、知識の普及、啓発に取り組んでいく必要がある。	普及啓発できる機会や内容を検討していく。	◎
③ 子どものこころと身体の健康づくりの推進	子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。						4か月児健康診査では、子どもと向き合うことや子育ての大切さについて、子育てネットワークによるミニ講座を実施し、子育ての心構え等を啓発することができた。 育児力アップ教室では、健やかな発育・発達のための子どもとのかかわり方を支援した。 地区保健推進員活動や食生活改善推進員の栄養教室において、親子を対象とした食育教室を実施した。 食生活改善推進員の協力により、中学校と連携した食育教室を実施した。		子どもの健康づくりに関連した事業に取り組んでいる部署や団体等との連携が必要である。	関係する部署や団体等と連携できることについて検討していく。	○
④ 親への健康教育の推進	将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。						離乳食教室等において、生活習慣や食生活習慣の大切さを指導してきたことに加え、母親教室においても食生活改善推進員の協力を得て、野菜の摂取を中心とした食生活指導を組み入れた。アンケート結果より、野菜摂取や食事のバランスについて90%以上の人が参考になったと答えている。 母親の健康管理のために、乳幼児健診や各教室等において、がん検診や健康診査等の受診勧奨をした。		子どもを連れて来ても安心して健診を受けることができる環境が必要である。	子どもを連れて来ても安心して健診を受けることができる環境を整備し、対象者に周知していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課						
基本施策	2 成人の健康づくり	総合計画書記載ページ	P62～P65	(記入者)	氏名	原 咲子						
施策がめざす将来の姿	●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・健康づくり計画「健康いわくら21」（第2次）に基づき、健康づくり・生活習慣病予防等の事業を実施するとともに、保健推進員や食生活改善推進員の協力により、広く市民の健康づくりを支援することができた。 ・関係部署や商工会等と連携して、健康づくりに取り組むことができた。 ・新たに40歳節目歯科健康診査を実施し、早期からの歯周病予防の啓発に取り組んだ。 ・各種がん検診の受診率の向上、予防接種の接種率の向上のため、より良い体制の整備に努めた。									
	●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命が延びています。											
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値		算出根拠			
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H27	H32
	定期的に健康診査を受けている市民の割合	%	H20	36.9	-	-	44.0	-		-	40.0	50.0
	生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	%	H20	82.2	-	-	82.4	-	-	84.0	86.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 生活習慣病等予防対策の推進	国民健康保険加入者の各種がん検診受診率（平均）	24.4% (H21)	24.4%	27.0%	22.9%	35.0%				○	
	生活習慣病予防教室の参加者数	439人 (H21)	717人	723人	504人	480人					
① 健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実	市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。						生活習慣病予防について各種教室を実施し、広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、保健センターだより、保健推進員活動などを通して啓発に努めた。 健康づくりのために、糖尿病予防教室、あいち健康プラザ体験学習、総合体育文化センターのトレーニング室を活用した健康指導教室、ポールウォーキング教室を実施し、市民の健康の維持増進に努めた。 地区保健推進員活動や乳幼児健診等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知し若い世代へ働きかけた。		健康づくりに取り組みやすい環境を整備していく必要がある。	引き続き、若い世代への啓発を実施していく。	○
② がん検診・歯科健康診査の充実	がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大や、若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。						がん検診のガイドブックを作成し、公共施設や医療機関等へ配布すると共に、ポスターの掲示やチラシを配布してがん検診や歯科健康診査の周知拡大に努めた。 特定健康診査、肺がん検診、成人歯科健康診査を同時に受診できるよう、健診日を設定して実施した。 平成27年度より胃がん、乳がん検診（X線検査）の個別検診を開始し、受診体制を拡大したが、受診率は伸びなかった。 がん検診についてのアンケートを実施し、情報収集に努めた。 若い世代への周知として、がん検診に関するチラシを乳幼児健康診査受診時や図書館の行事で配布した。また、がん予防の啓発として実施した健康フェアの講演会「大切にしたい自分の体～いま私が伝えたいこと～」の案内を中学校で配布した。 特定保健指導対象者のうち、糖代謝（HbA1c値）が高い人に対して、糖尿病予防歯科健康診査を実施してきたが、平成27年度は、対象者を特定保健指導の対象でない糖代謝（HbA1c値）が高い人にも拡大した結果、受診者		がん検診に於いて、若い世代への検診の必要性の周知や受診勧奨をさらに進める必要がある。個別検診の実施、検診内容や体制の見直しにより、より受診しやすい体制づくりや、自己負担額の検討が必要である。 特定健康診査と成人歯科健康診査を同時に実施することにより、受診者にとっては利便性が高いが、若い世代の受診者が少ない状況である。	引き続き、予防啓発や申し込み方法、個別検診の拡大等検診体制の見直しにより充実を図る。 若い世代への対策を検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							数は、103人と大幅に増加し、歯周病予防の啓発を行うことができた。受診率は、20.1%であった。 40歳以降に急激に増加する歯周病を予防するため、平成27年度から40歳節目歯科健康診査を開始し、受診者数78名、受診率は9.9%であった。			
③ 生活習慣の改善支援の充実	生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談・個別健康教育等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。						生活習慣病予防のための講演会や食生活・運動習慣改善に向けた教室を実施した。保健師や栄養士等に気軽に相談できる機会として、月2回健康チェックの日を設け健康習慣づくりを支援した。 健康診査後に保健指導を実施し、生活習慣改善のための個別指導を行った。平成26年度からは、特定保健指導の利用率向上に向けて、訪問による保健指導を開始した。 若い世代から歯周病予防に取り組めるよう2歳6か月児親子歯科健康診査や妊婦・成人・40歳節目歯科健康診査を実施した。 乳幼児健診等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知し若い世代へ働きかけた。	生活習慣改善のきっかけとなる特定保健指導の未利用者に対する対策を検討する必要がある。 若い世代からの歯周病予防対策を検討する必要がある。	特定保健指導の利用率向上に向けて、関係部署と検討していく。 若い世代の人が受診しやすい環境を検討していく。	○
(2) 健康づくりのための環境づくり	保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数	11,553人 (H21)	10,973人	10,832人	10,276人	12,000人				○
① 健康づくり推進のための体制づくり	市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化・推進します。また、「健康いわくら21」を見直します。						平成25年度に策定した「健康いわくら21」（第2次）に基づき、計画を推進してきた。 平成26年度から5年計画でポールウォーキング推進事業に取り組み、講習会受講者56名が「ポールウォーキング推進隊」を結成し、普及啓発のための活動をしている。 平成25年度から総合体育文化センターのトレーナーと連携して、健康指導教室を実施している。 平成23・25・27年度に食生活改善推進員の養成講座を開催し食生活改善活動の人材を育成した。 平成27年度に商工会が実施している健康診査時に健康づくりの啓発をおこなった。また、野菜の摂取を促進するため、食生活改善推進員が作成した野菜のレシピ集を野菜の広場とJA産直センターで配布した。 「健康いわくら21」（第2次）推進のための作業部会を持つことにより、関係部署との連携体制の充実を図ることができた。 保健推進員や食生活改善推進員の活動を支援し、各種団体等と連携して健康づくりを推進した。	関係部署や協力団体等の取組の情報を収集していく必要がある。	健康づくりに関係する団体や関係部署等と連携した取組を検討していく。	○
② 地域における健康づくり活動の推進	市民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。						保健推進員活動による地区単位の活動や老人クラブを始め各種団体に対し、健康講座を実施し健康づくりの普及を行った。 食生活改善推進員は、栄養教室や健康フェアで啓発を行った。	保健推進員の地区活動を広く周知していく必要がある。	保健推進員の地区活動を周知していく。	○
(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	60歳以上で1日30分以上歩く人の割合	60.9% (H21)	-	33.4%	-	65.0%				○
	治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民を割合	31.5% (H22)	-	38.1%	-	33.0%				○
	介護予防教室参加者数	212人 (H21)	409人	393人	306人	445人				○
① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。						一般高齢者を対象に、トレーニング室を活用した健康指導教室や介護予防教室を、元気アップ高齢者を対象に介護予防教室を実施した。 65歳節目歯科健康診査では、介護予防につながる健康教育を取り入れて実施したが参加者が少ない状況である。 平成26年度からポールウォーキング推進事業を開始し、ウォーキングと共に推進している。	介護予防教室や65歳節目歯科健康診査の参加者を増やしていく必要がある。 健康指導教室は、運動指導の必要性が高い人を対象に実施する必要がある。	介護予防教室や65歳節目歯科健康診査の周知方法や実施方法を検討していく。 健康指導教室の対象者について検討していく。	○
(4) こころの健康づくりの推進	ストレスを解消する方法を持っている人の割合	57.3% (H21)	59.0%	61.9%	-	60.0%				○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
進	こころの健康教室参加者	148人 (H21)	153人	212人	105人	165人					
① こころの健康づくり知識の普及・啓発	こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。						こころの健康教室の開催、広報紙等による知識の普及啓発を行った。 保健推進員や食生活改善推進員を対象に研修会を実施した。		広く普及啓発していくためには、各世代に合わせた啓発の取組を進めていく必要がある。	啓発方法や教室の実施内容を検討していく。	○
② こころの相談体制の充実	過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。						月1回臨床心理士によるこころの健康相談を実施した。 健康チェックの日には、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携をとって対応した。 妊娠届出時に面談により、精神面で支援の必要な妊婦に対して、継続支援している。		関係機関等と連携した支援体制が必要である。	関係機関等との連携体制を整えていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課						
基本施策	3 医療・感染症予防	総合計画書記載ページ	P66-P68	(記入者)	氏名	原 咲子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医」があります。 ●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。 ●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。 	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備えや食事等について、4か月児健診や地区保健推進員活動等を通して普及啓発に取り組むことができた。 ・感染症等の予防を啓発するため広報紙等で情報提供を行うとともに、任意接種の高齢者肺炎球菌については対象者を拡大し、予防接種を充実させた。 ・県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練（情報伝達訓練）を全課において実施し、実践的なマニュアルの作成の必要性を再認識できた。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
	医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民意向調査による
			20	60.6	-	-	73.4	-	-	72.0	77.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 医療体制の充実	休日急病診療所を知っている市民の割合	85.2% (H22)	-	90.7%	-	92.0%				○
	かかりつけ医を持っている市民の割合	66.5% (H22)	-	62.9%	-	70.0%				
① 市民に分かりやすい医療情報の提供	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。						広報紙、ホームページ等を活用して、医療情報の提供やかかりつけ医の必要性について啓発した。また、健診時や母子健康手帳交付時等に市内医療機関マップを配布した。「岩倉市けん診ガイド」を作成し、医療機関情報も併せて掲載し、保健事業や保健推進員の地区活動等で配布した。 ホームページに休日急病診療所の当番医表を掲載している。	県からの医療に関する情報提供があった場合は、市民の安全確保に努め、周知する必要がある。	引き続き、的確で分かりやすい医療情報の提供に努める。	○
② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実	市民が安心して、救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携協力し、休日・夜間救急医療の維持・充実に努めます。						休日急病診療所のほか第2次救急医療機関の指定により、体制の充実を図った。年末年始の当番医制による休日歯科診療の運営費を補助している。	診療所が開設されて40年が経過しており、施設の老朽化に伴い、計画的な維持管理が必要である。	今後も、救急医療体制の維持充実や近隣市町との連携強化に努める。 引き続き、施設の計画的な維持管理に努める。	○
③ 災害時に備えた保健予防の充実	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。						平成26年11月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練（情報伝達訓練）を危機管理課と連携し、全課において実施した。 4か月児健康診査の集団指導時にリーフレットを配布し、災害時の備えについて説明している。 地区保健推進員活動として、災害時の食事や備え、救命講習会を7回実施し普及に努めた。 「災害時にも使えるレシピ」を広報紙に掲載した。 災害時の派遣保健師の保健活動資料として、小学校区毎にまとめた地域情報の内容を見直した。 県と災害時情報伝達訓練を実施し、保健師の派遣要請を行った。 災害時等の感染症対策に備え、消毒剤等を購入し備蓄している。	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練、新たな感染症等が発生した場合も迅速に対応できるような体制作りが必要である。 災害時の保健活動マニュアルを定期的に見直ししていく必要がある。 災害時に備え、継続的に職員の意識の向上を図っていく必要がある。	新型インフルエンザ等の対策について、国や県の資料に基づき実践的なマニュアルを作成し、継続的に訓練を実施していく。 定期的に、災害時保健活動マニュアルを見直ししていく。 職員の訓練や研修等を実施していく。	○
(2) 感染症予防の推進	予防接種の接種率（三種混合・麻しん・風しん混合・ポリオ・BCG）	93.0% (H21)	73.5%	83.1%	83.0%	95.0%				○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 感染症予防の啓発	感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ・結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページで正しい知識の普及を図ります。						感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、保健センター事業での健康教育とともに広報紙、ホームページ、保健センターだより、ほっと情報メール等を利用し周知した。また、公共施設や医療機関等へ、ポスター、チラシ、「岩倉市けん診ガイド」等を配布した。		新たな感染症等が発生した場合に迅速な対応ができるよう、体制の整備が必要である。	新たな感染症等が発生した場合も迅速に情報提供できるよう、平常時から情報収集に努めていく。	○
② 予防接種の充実	予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、予防接種の広域化など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど予防接種の充実に努めます。						<p>予防接種の広域化については、平成24年度から尾張北部圏域で開始し、平成26年度からは愛知県広域予防接種として県下に拡大された。</p> <p>生後2か月頃に予防接種の予診票綴と説明案内を個別通知し、乳幼児健康診査等においては、予防接種歴を確認し、未接種者へは接種勧奨を行った。</p> <p>高齢者肺炎球菌の任意接種について、平成27年度から対象年齢を70歳以上から65歳以上に拡大した。</p> <p>風しん（大人）の接種費用も助成している。</p>		今後も、定期化が予定されている予防接種については、平常時からの情報収集を行い、必要な情報を発信していく。	引き続き、予防接種法の改正に合わせ適宜対応し、知識の普及と情報提供に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち				節	第2節 市民福祉				責任者	所属	長寿介護課		
基本施策	高齢者福祉・介護保険				総合計画書記載ページ	P69-73				(記入者)	氏名	山北 由美子		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。 ●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。 				基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくるための事業や施策を実施できている。 ・第6期介護保険事業計画の推進により、計画から大きく外れることなく介護保険財政の健全な運営がされている。 ・介護サービスの充実を図るため、平成28年4月開所に向け、特別養護老人ホームの施設整備に対し補助金による支援を行った ・高齢者の相談・支援にきめ細やかで柔軟に対応するため、市内2か所目となる地域包括支援センターの設置準備を行い、相談支援体制の強化に努めている。 								
目標値	基本成果指標			単位		基準値		現状値			目標値		算出根拠	
	介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合			%		年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
					H20	65.5	-	-	78.3	-	-	67.0	70.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 健康・生きがいがづくりの推進	老人クラブ会員数	4,032人 (H21)	3,681人	3,456人	3,227人	4,200人				○	
	シルバー人材センター登録者数	347人 (H21)	347人	335人	323人	370人					
① 高齢者の介護予防・健康づくり支援	「成人の健康づくり」の再掲 (P64)										
② 高齢者の生きがいがづくりの支援	高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩の家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。						生涯学習・スポーツ講座として、多世代交流センターさくらの家で半期ごとに自主企画講座等を開催している。平成27年度からはその講座の一つとして、呼吸機能の強化や脳の活性化に効果があると言われており、はつらつ音楽体操講座を行い、ストレス発散にもつながった。また、自主企画講座の終了後に、自主的なサークル活動へとつながり、平成27年度からは新たに棒びくすサークルが活動を開始した。南部老人憩の家でもサークル活動は継続的に実施されている。		多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家以外の施設に関しては、高齢者の利用促進を行っておらず、関係課と調整が必要である。	引き続き、高齢者の生きがいがづくりを支援していく。	○
③ 老人クラブなど団体の育成・支援	高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。						岩倉市老人クラブ連合会に対して補助金により支援を行い、また、会議、各種イベントに対して、運営支援を行うことにより、高齢者の自主的な団体の育成・支援ができています。平成25年度から介護事業所でのボランティア活動を行う仕組みとして、いきいき介護サポーター事業を実施している。平成27年度は40名のいきいき介護サポーターの登録があり、高齢者の社会参加・社会貢献の支援に繋がっている。		老人クラブの新規加入者、会員数、地域単位クラブ数が減少している。新規会員の加入、時代に即した魅力ある運営等、活性化の支援が課題である。	引き続き、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めていく。	○
④ 就労機会の充実	高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するために、ハローワークなど関係機関との連携を図ります。						岩倉市シルバー人材センターに対して補助金により支援を行っている。また、広報紙を利用したシルバー人材センターの会員募集を行っている。就労を希望する高齢者向けにリーフレット作成に取り組んでいる。		シルバー人材センター登録者数がほぼ横ばいとなっている。また、ハローワークなどと連携した情報提供が必要である。	引き続き、就労を希望する高齢者に情報提供していく。	○
(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	1,642人 (H21)	4,034人	4,646人	5,218人	2,000人				○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容											
① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚	高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。						認知症に関する地域の支援力向上を図るため、平成25年度から徘徊高齢者等搜索模擬訓練を実施している。 また、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動として、いわくら認知症ケアアドバイザー会が、小学校等で認知症サポーター養成講座を開催している。 多世代交流イベントとして、さくらの家まつりや臨時開館を実施し、交流する機会を創出している。			徘徊高齢者等搜索模擬訓練に関しては、地域の参加者を増やすための見直しが必要である。今後の広報活動が必要である。 いわくら認知症ケアアドバイザー会や認知症サポーターを今後どのように活用していくかが課題。	引き続き、高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚に努めていく。訓練の手法についても検討しながら進めていく。	○
② 高齢者の地域における交流促進	高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン※活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。						多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家では、様々な講座の実施や風呂を無料で利用できることにより、毎日集える施設になっている。 また、地域における交流の場として、社会福祉協議会の支会ごとのふれあい・いきいきサロン活動に加え、地区での開催として地区ふれあい・いきいきサロン活動を実施しており、平成27年度は6地区で実施している。			サロン活動の充実により、交流の機会を増やすことが必要である。	引き続き、地域における高齢者の交流の場の充実に努めていく。	○
③ 高齢者の権利擁護・虐待防止	高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。						高齢者詐欺などに関して、広報紙を通じ注意喚起を行っている。 また、成年後見制度等も広報紙を利用し周知・啓発を行っている。 虐待通報があった際は、早急に事実確認を行い、ケアマネジャー等と適切な対応ができるように努めている。			詐欺や虐待を完全に防ぐことは不可能だが、いかに被害を最小限に食い止めるかが課題である。	引き続き、必要な場合に関係機関に迅速につなげることにより早期対応に努めていく。	○
④ 高齢者の生活支援サービスの充実	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直しながら充実に努めます。						ひとり暮らし高齢者等を対象として安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成、救命パトンの事業を実施している。 なお、緊急通報システムは、より適切な対応ができるようにコールセンター方式に変更し、相談しやすい体制づくり、定期的な安否確認によりサービスが向上した。			生活支援のサービスの対象になりうるのに、その情報を知らないため利用できていないということが起こらないよう、必要なサービスの支援や制度の周知に努めることが課題である。	生活支援のサービス内容を見直しながら引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう努めていく。	○
(3) 高齢者を支える体制の充実	ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数	430件 (H21)	1,293件	1,597件	1,856件	1,500件				○		
	見守りをするひとり暮らし高齢者等の数	498世帯 (H21)	584世帯	584世帯	573世帯	1,000世帯				○		
① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターの職員体制の充実に努め、一層の機能強化に努めます。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉の関係者が連携したネットワークの整備に取り組みます。						高齢者の見守りを行政区単位で行うための小地域ケア・ネットワーク会議を開催し、ネットワークの推進を図った。 平成28年4月から南部中学校圏域を担当区域とする岩倉東部地域包括支援センターの開設に向け、受託法人と準備を進めた。			高齢者の増加に伴い、総合相談・支援体制の強化が課題である。	保健・医療・福祉の連携についてはまだ十分ではないため、今後も連携に向けたネットワークの整備に努めていく。 岩倉東部地域包括支援センターの運営が円滑に機能できるよう支援に努めていく。	○
② 地域における見守り・支援体制づくり	高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。						地域包括支援センターの高齢者実態把握により高齢者の在宅支援に努めている。 市内の新聞販売店、郵便局、金融機関と見守り協定を締結しており、平成27年度は新たに2つの銀行と協定を締結した。それに加え、民生委員や給食サービスによる見守りも行っており、高齢者を多角的に見守る体制となっている。 また、岩倉団地の見守りサポート隊との情報交換会を実施している。 平成26年度から4地区で支え合いマップづくりを行っているが、27年度は内容を更新した。			見守り活動の進んでいる地区に倣い、他の地区への働きかけや市内全体での見守り活動を促進していくことが課題である。	きめ細やかな見守り・支援の方法は多種多様であり、地域性を考慮しながら、進めていく。新たな地区での支え合いアップづくりを促進していく。	○
(4) 介護保険事業の充実	地域密着型サービス事業所数（事業所）	5事業所 (H21)	6事業所	6事業所	6事業所	7事業所				◎		
① 介護サービスの充実	必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、地域密着型サービスなど介護サービスの充実に努めます。また、ケアマネジャーの資質向上や介護職員の処遇改善						第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）に、第5期の未整備分として、特別養護老人ホーム1か所（80床）			介護保険の制度改正により平成28年度から小規模の通所介護事業所が地域密着型サ	中間見直し後の施策内容に基づき進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
	善を図り、マンパワーの確保を支援します。						<p>の整備を位置づけ、平成28年4月開所に向けて、平成26年度に引き続き、平成27年度も建設費補助金による施設整備の支援を行った。</p> <p>ケアマネジャーの資質向上のため、居宅介護支援事業者連絡調整会議において、介護保険制度の改正、業務上必要となってくる法改正について周知を行っている。</p>	<p>ービスに移行し、指定・指導監督権限が県から市となるため、新規・更新の指定事務等を行っていく必要がある。</p>	<p>また、平成29年度に介護保険の制度が大きく変わるため周知が必要である。</p>	
② 介護保険財政の健全な運営	<p>介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。</p>						<p>介護給付適正化事業主要5項目(1)認定調査状況チェック(2)ケアプランの点検(3)住宅改修等の点検(4)「医療情報との突合」・「縦覧点検」(5)介護給付費通知を実施している。</p> <p>また、第6期介護保険事業計画の初年度として、計画を大幅に外れることなく、介護保険財政の健全な運営が図られている。</p>	<p>特になし。</p>	<p>介護保険財政の安定的な運営や、適正な介護給付のため、介護給付適正化事業を引き続き実施していく。</p>	◎
③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	<p>介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。</p>						<p>65歳になる人を対象に介護保険制度を知ってもらう機会として、介護保険の説明会を年2回実施した。</p> <p>高齢者の相談・支援体制の充実を図るため、総合相談窓口として、市内2カ所目となる地域包括支援センターを設置した。</p>	<p>介護保険制度説明会の参加者数を増やす必要がある。</p> <p>介護保険の制度改正に対応するため、改正内容を分かりやすく周知する必要がある。</p> <p>岩倉東部地域包括支援センターが新たに整備されるため、周知を図り多くの方が相談しやすい体制を作る必要がある。</p>	<p>平成29年度に介護保険サービス体制の変更があるため、制度の変更内容などを周知していく。</p>	○
④ 介護サービス事業所の質の向上	<p>介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。</p>						<p>平成27年度は、市内の地域密着型サービス事業所6か所に対し、集団指導会を1回実施し介護保険制度の改正における留意点などの周知を図った。また、グループホーム1か所、小規模多機能型居宅介護事業所2か所に実地指導を行い、書類の誤植等を指摘し事業所の資質の向上に努めた。</p> <p>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム4か所、小規模多機能型居宅介護事業所2か所の計8か所に2か月に1回、介護サービスの利用者等からの話を聞く機会として介護相談員2名の派遣を実施している。</p> <p>それぞれ、事業者と利用者の意見聴取、情報の伝達場として機能している。</p>	<p>平成28年度より小規模の通所介護事業者が地域密着型サービスへ移行するため、集団指導や実地指導、介護相談員の派遣等の回数や実施方法の検討が必要となる。</p> <p>事業所を指導するための専門的な知識など職員のスキルアップをしていく必要がある。</p> <p>第三者機関による介護事業所の外部評価結果を有効活用するまでには、至っておらず、活用方法の検討の必要がある。</p>	<p>引き続き、事業所への集団指導や実地指導について、実施方法などの見直しをしながら実施していく。</p>	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第2節 市民福祉			責任者	所属	子育て支援課				
基本施策	2 子育て・子育て支援			総合計画書記載ページ	p 74-79			(記入者)	氏名	富 邦也				
施策がめざす将来の姿	●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つま ちになっています。			基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	子育て支援として保育サービスの拡充等、各種施策・事業に取り組んできており、市内の子育て 環境は充実してきている。 子どもに関わる行動計画の推進については、岩倉子どものまち事業「にこにこシティ岩倉」、子ど も条例の周知、参加、意見表明の機会として「ジュニアレポーター」、小中高生世代の居場所づくり としてのワークショップ「プロジェクト-i (アイ)」、相談業務「じどうかん なないろそうだんし つ」が進んでいる。									
	●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動していま す。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
	幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合			%	H20	36.2	-	-	24.0	-	-		38.0	40.0
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合			%	H20	67.6	-	-	74.3	-	-	70.0	72.0	・市民意向調査による	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価				
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）						
個別施策の名称	個別施策の内容														
(1) 保育サービス等の充実	3歳未満児保育の受入児童数	184人 (H21)	221人	197人	222人	200人					◎				
	保育園の耐震化率	28.6% (H21)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%									
① 保育サービスの充実	延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き取り組みます。また、就学前の子どもたちに関して、教育、保育を総合的に提供していくことが求められているため、幼稚園と保育園の交流を進めるとともに、岩倉型の幼保連携について研究します。						延長保育については、通常保育時間を超える午後4時30分から午後7時まで、全園で実施している。 一時保育については、認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園に非定型保育、緊急保育(定員10人)を業務委託し、東部保育園では、リフレッシュ保育(定員6人)実施している。 病児保育については、市内の医療機関に業務委託し継続実施している。 休日保育については、下寺保育園において継続実施している。 平成23年度に就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針を策定し、「岩倉型幼保連携」を進めていくこととなった。 平成24年度は、子どもの庭保育園(3歳未満児:定員30人)、平成25年度は、認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園の定員拡大(30人→50人)、平成26年度は、認定こども園岩倉北幼稚園と認定こども園ゆうか幼稚園(いずれも1・2歳児定員30人)、こどもの森保育園(3歳未満児:定員20人)の開設支援を行った。 平成27年度は、小規模保育事業所こどものまち保育園(0歳児:定員9名)の開設支援、保育園送迎ステーションの開設準備を行った。			少子化傾向は確実であり、「子育て世代が住みたいまち」のための保育の定員枠拡大が、どれほど潜在ニーズの掘り起こしと市外からニーズの呼び込みにつながるか、そのニーズ量と定員枠の確保との見極めが常時必要となっている。 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始され、教育・保育サービス、入園手続等が大きく変わったが、まだまだ周知不足であるため、広報紙、ホームページ等を通じて保護者への十分な説明が必要となってくる。			多様な保育ニーズに対応するため、引き続き民間事業者との連携・協力を強化していく。 平成28年度からの保育園送迎ステーションが円滑に進むよう充実に努めていく。		◎
② 保育施設の充実	園児の安全を確保するため、全保育園の耐震を推進するとともに、老朽化している施設について、計画的な改修に努めます。また、園庭の芝生化など施設の環境整備を進めます。						保育園の耐震化補強工事及び園庭の芝生化については、平成25年度で全園完了している。 空調設備の老朽化と保育環境の向上のために、機器更新と幼児室への拡充を平成27年度は2園が実施した。平成27年度末で5園が完了している。			保育園の耐震化は完了したが、老朽化が著しい施設が多くなっている。比較的新しい施設については、計画的な早めの大規模修繕による延命化を図ることと、また、大規模修繕で対応するのか、建替を行うのか			平成28年度に行う1園の空調機器更新の準備を適切に進めていく。		◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
							上記の計画的な施設整備により、園児の安全性と保育環境の向上を図ることができた。	判断が必要となる。 今後、建替の場合は、将来的な児童人口の減少を見据え、統廃合も視野に入れていく必要がある。		
③ 放課後児童健全育成の充実	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校高学年の受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、学校施設の有効活用も視野に入れつつ、事業の充実に努めます。						平成27年度4月から第一、第二、第三、第四、第六、第七児童館の放課後児童クラブの受け入れ学年を4年生までとした。第五児童館（岩倉東小学校校区）は6年生まで受け入れ拡大をした。 第四児童館の放課後児童クラブを岩倉南小学校・第五児童館の放課後児童クラブを岩倉東小学校の余裕教室に移設するため、余裕教室を放課後児童クラブ仕様に変更した。（平成28年4月1日から開設） 放課後子ども総合プラン検討委員会を立ち上げ、関係者へのヒアリングや学校施設の視察等や4回の委員会において審議を重ね、放課後子ども総合プランを策定した。	残り3校区の放課後児童クラブの学校施設への移設が可能か引き続き検討する必要がある。	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体化又は連携による実施を図るため、小学校区ごとに運営委員会を設置し、将来的には全小学校区の代表からなる（仮称）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室連絡協議会を設置に努める。 最初は、移設した放課後児童クラブから順に、放課後子ども教室と一体的な活動を模索し実施していく予定。 放課後児童クラブの実施時間の拡大（学校休業日、土曜日の午前7時30分からの実施）に向けて検討する。	◎
(2) 地域の子育て支援体制の充実	子育て支援施設利用者数	6,060人 (H21)	10,318人	10,036人	12,261人	13,000人			○	
	ファミリー・サポート・センター会員数	262人 (H21)	297人	299人	305人	300人				
① 子育て支援拠点施設の充実	乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、つどいの広場、生涯学習センターの子どもルームなどの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。						子育て支援センターにおいて、にこにこフロアを継続して実施し、交流が深まり、子育てが受け継がれていく場になっている。週1回実施していた主に0歳児を対象とした「ぴよぴよひろば」（おしゃべりコーナー）が好評だったので、「ひよこひろば」と改めて週2回の実施とした。 東部保育園内において開設している子ども絵本図書室を平成27年度に園内で移動、リニューアルしたことにより利便性が向上した。 また、生涯学習センターとさくらの家の子どもルームについては、利用者も多くなっており、生涯学習センターの子どもルームでは読み聞かせを実施した。	子育て支援センターや生涯学習センター・さくらの家の子どもルーム、児童館・地域交流センター、保育園、幼稚園、認定こども園等を子育て支援の拠点施設として連携し、市内全域での配置と捉えていく必要がある。また、市民周知のための情報提供の方法の検討が必要である。 子ども絵本図書室の利用者を増やすためのPRが引き続き必要である。	子育て支援センターが子育て中の親子の交流の場として、今後も利用者の拡大を図るため、ニーズにあった行事や講座などを実施していく。 子育て支援センターの活動室をランチルームとして、親子で楽しく食べるランチタイムの実施に向け検討していく。	○
② 相談支援体制の充実	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。						子育て支援センターにおいて、育児相談を実施しており、定期的に栄養士・保健師が来所して相談に当たっている。 保健センターにおいても、乳幼児健康相談や子ども発達相談などを実施している。 保育園では、園児の送迎時等の機会に必要なに応じて保護者からの相談を受けている。 児童館では平成26年度から、子育て世代の相談窓口として「じどうかん なないろそうだんしつ」を設置し身近に相談できる窓口として実施している。 相談事例が複数の関連部署に関わる場合は連携を取り対応した。 平成25年度から「ほっと情報メール」の運用が開始されたことに合わせて、子育てに関する情報を毎月配信している。	今後も保護者の育児に対する悩みを相談できる場の充実が必要である。 適切な保育サービスの情報提供や相談・助言等を行うための利用者支援員と保健・医療、学校等の関係機関との連携を図っていくことが必要となる。	子育て支援施設における相談について、各施設・機能の一体的な市民周知に努める。 引き続き相談を受ける側として職員研修等による質の向上を図っていくとともに、市民周知に努める。 現在の利用者支援員と、平成28年度から保健センターで実施される母子保健型利用者支援員とで連携をしていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
							平成27年度から利用者支援員を1名設置し、各機関と連携しながら、保護者からの相談を受けることが出来た。				
③ 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。						ファミリー・サポート・センター事業においては、地域の人による子育て支援活動の場となっている。子育て支援センターにより子育てサークルの自主的な活動を支援するとともに、各児童館においても、幼児クラブを母親が中心となって運営活動している。児童館では、児童館母親クラブや、いわくら塾、国際交流協会などの地域の団体や、地域の人材の協力を得ながら児童館行事を実施している。		ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員より依頼会員の方が多いため、援助会員の登録拡大に向けて、市民周知を図るとともに、依頼会員から援助会員へ移行を促進し、互助組織としていく取組が必要である。子育てサークル活動が、身近なところでの子育て支援と市民の自主的な活動となるため、サークルの立ち上げ促進や活動支援を行っていく必要がある。	継続して地域ぐるみで子育てができる環境づくりの充実に努めていく。	○
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	児童館利用者数(7館月平均)	1,380人 (H21)	1,792人	1,986人	1,964人	1,600人				○	
① 子どもに関わる行動計画の推進	子ども条例に基づき、子どもの施策に関する行動計画を策定し、子どものための場所の確保や施設の活用など、具体的な施策を推進します。						子どもに関わる行動計画については、平成24年度に岩倉市子ども条例で示した子どもの権利保障の理念を実現するための「岩倉市子ども行動計画」として策定を完了した。子どもの参加を促すために、岩倉子どものまち事業として子ども主体による「にこにこシティいわくら」を継続し実施した。(6年継続) 中学生の職場体験活動を利用し、「ジュニアレポーター」として名古屋法務局一宮支局への取材や広報紙作成などに取り組み、広報紙に子ども条例に関する特集と合わせて掲載することで、子ども条例の市民周知と子どもの参加・意見表明の機会とした。 小中高生世代の居場所づくりとして、岩倉総合高校と連携し、ワークショップを開催した。児童館で高校生と小学生と一緒に交流を持つ「プロジェクター i (アイ)」や、高校生と幼児クラブを利用する親子との交流事業を実施した。 夏休み期間には第四児童館において、小中高生世代向けの事業として「ティーンズスペースD4」を実施した。岩倉総合高校とのワークショップや交流事業などの実施により、小中高生世代にとっての居場所づくりや、そのための児童館のあり方を考えていく端緒とすることができた。 児童館に子ども向けの意見箱を設置し、子どもの意見を出しやすい環境づくりにつとめ、気軽に相談できる環境づくりや、子ども企画の実施に努めた。 児童館職員を対象にユースワーカー研修を実施した。		子ども行動計画の未着手・拡充が必要な事業がある。子ども行動計画を進めるにあたり、子どもたちの主体的な参加や意見表明を進めていくための、環境整備と人材育成が必要である。 また、放課後児童クラブの移転に伴い、児童館における小中高生世代向けの事業を進めるにあたり、事業内容の検討と環境整備が必要である。	積み残しの課題、新たな課題を踏まえ、子ども行動計画事業を実施していく。	○
② 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。						児童館を通して、地域ごとの子ども会活動や岩倉市子ども会連絡協議会の運営を事務局として支援した。移動児童館事業を通して地域に出かけ子ども会を支援した。		児童人口の減少と役員の成り手不足により、子ども会会員の減少と単位子ども会の解散が続いている。	PRに努め、子ども会会員の拡大をめざす。子ども会育成者の人材を親だけで無く、広く地域に求め、存続の努力をする。(他の子ども会活動と合併して継続できないかなどの相談等を受けながら子ども会活動の支援をしていく。)	○
③ 児童館活動・施設の充実	遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。また、老朽化している第二児童館の建替えについて検討します。						地域の老人クラブや民生委員・母親クラブ・語り部の会など市民団体の協力を得て、「多世代交流事業」「平和を考える会」「おこしものづくり」「百人一首大会」などを実施した。 平成25年から継続して子ども行動計画に基づく中高生事業として岩倉総合高校の美術部生徒と連携し、生徒主体で小学生や幼児親子との交流事業を実施した。		小中高生の居場所として活用を検討する必要がある。	引き続き多世代交流を実施していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
④ 児童遊園の利活用の推進	地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。						児童遊園を定期的に巡回しながら、適切な施設の維持管理に努めた。 便所清掃については、地元区等との委託により実施するとともに、日常的な維持管理は地元区で行っている。 北島児童遊園移設に伴う遊具等を撤去し、土地を返還した。 (移設する児童遊園の工事の設計と撤去工事)		一部児童遊園で便所への悪戯や自転車の駐車のマナーが悪い所があり、今後も巡回や掲示板を通じて改善を図っていく。	引き続き安全な環境整備を取り組んでいく。 また、所有者の土地の返還の申し出があり、平成27年12月31日をもって廃止された北島児童遊園を平成29年度から供用出来るよう整備を進めていく。	○
(4) 家庭への支援	子育て支援講習会受講者数	310人 (H21)	933人	844人	657人	520人				○	
	ひとり親家庭年間相談件数	260件 (H21)	219件	265件	210件	300件					
① 家庭の育児力・教育力の向上	夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。						子育て支援センターにおいて、パパ・ママ講座や栄養士・保健師による講座など子育て講座を開設している。中でも人気の高かった乳児のベビーマッサージは平成25年度より毎月実施している。 様々な子育て講座を通じて、家庭での育児力・教育力の向上に寄与することができた。		子育て支援センターでパパ・ママ講座を土曜日に実施しているが、父親の参加が少ない。 講座内容に工夫が必要である。	今後もイベント等の周知に努め、参加者を増やしていく。また、講座内容についても、毎年同じ講座内容ではなく、定期的な見直しを行う。	○
② 児童虐待の未然防止・早期発見	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。						生後4か月までの乳児の全戸訪問を民生委員児童委員で実施し、育児相談や虐待の有無の確認を実施している。また、訪問時にいわくら子育て情報誌を配布し、乳幼児を子育て中の親子の交流ができる事業等の情報を提供しながら、育児家庭の孤立化の防止と育児への負担軽減を図っている。		赤ちゃん訪問を拒否する世帯も少なく、出生した世帯への訪問は概ねできているが、訪問拒否世帯をなくすための取り組みが必要である。	今後も広報等で事業の周知に努める。	◎
③ ひとり親家庭の支援の充実	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業を通して、きめの細かい支援を実施します。						母子・父子自立支援員を配置し、就労相談や貸付制度の紹介などを行い、自立に向けた支援を実施している。 ひとり親家庭の自立促進を図るため窓口での相談、パンフレット等で就労相談や貸付制度の紹介を行った。 平成27年度は犬山公共職業安定所と連携し、ハローワーク出張相談窓口を開設した。 実績としては、就労相談（求職・転職）20件、貸付相談9件であった。		ひとり親家庭の生活様式の多様化や、ひとり親家庭を取り巻く環境の複雑化により、一律の支援ではなく、今まで以上に個別のきめ細かな支援が必要となっている。	引き続きひとり親家庭の父、母等に対し、就業相談や就業に結びつくための資格取得等を、各種制度を踏まえて的確にアドバイスし、自立を支援していく。また、各種支援制度の周知を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第2節 市民福祉			責任者	所属	福祉課				
基本施策	3 障害者（児）福祉			総合計画書記載ページ	p 80-83			(記入者)	氏名	丹羽 至				
施策がめざす 将来の姿	●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。			基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・市内に障害福祉サービスを提供する事業所も増えつつあり、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつあるが、グループホーム、ショートステイといった不足するサービスもあることから、今後も事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要がある。 ・障害のある子どもの支援方法の情報をまとめ、支援する人同士をつなげるツールである岩倉市サポートブックを活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化につながっている。 ・平成 25 年度から意思疎通支援従事者の養成を目的とする事業が地域生活支援事業の市町村必須事業として追加されたことから、岩倉市が実施主体となり手話奉仕員養成講座を開催し、障害者の社会参加しやすい環境づくりに努めた。									
	●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。													
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠		
					年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27	H32
	生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合			%	H20	75.7	-	-	76.8	-	-		77.0	80.0

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 障害者への地域生活支援	グループホーム・ケアホームの入所者数	6人 (H21)	12人	13人	13人	11人					○	
① 相談支援体制の充実	身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。						相談支援体制の充実のため相談員の2人体制を継続し、福祉サービスの利用・支援につなげた。 また、平成27年4月からサービス等利用計画書の作成が必要となり市内の2か所の計画相談支援事業所との連携により個々に応じた福祉サービスの提供につながった。 地域自立支援協議会において困難事例の課題、解決策などについて協議を行い、障害福祉サービス事業所をはじめ関係機関と連携した支援ができた。			一般相談ができる民間の相談支援事業所は開設されておらず、今後も市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討する必要がある。 また、基幹相談支援センターの設置についても、引き続き検討する必要がある。	引き続き、市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討していく。	○
② 福祉サービスの充実と関係者の連携	障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。						サポートブックを活用し、適切な障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化を図った。 第4期障害福祉計画の進捗状況を地域自立支援協議会で確認等しながら、障害福祉サービスの充実を図った。 外出・緊急・災害時に支援を必要とする障害者のためのヘルプカードを作成し、事業所や公共施設に設置した。また、広報紙やホームページで掲載し周知を行った。 引き続き、手話奉仕員養成講座を実施し、障害者の社会参加しやすい環境づくりに努めた。			個別事例など具体的な検討を行うために保健所、病院、社会福祉協議会など関係機関との連携を図り部会の設置を検討する必要がある。 平成29年度末までに、国指針による「地域生活支援拠点」を設置する必要がある。	障害福祉圏域を考慮した「地域生活支援拠点」の検討が必要なため、近隣市町との検討を進める。	○
(2) 障害者の社会参加促進	障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	278人 (H21)	451人	651人	563人	310人					○	
① 就労の支援	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。						障害者就業・生活支援センター等と連携した相談支援により、一般就労を希望する障害者への就労移行支援や、一般の事業所で働くことが困難な人には、市内の就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所といった本人に適した仕事の場所を紹介する支援を行った。 商工会に働きかけて障害者雇用に対する働く場の充実を図るための商工通信への記事掲載を行い、周知を図った。			障害者雇用に対する働く場の充実を図り、障害者の雇用率を高めていく必要がある。	関係機関へ働きかけて、障害者雇用に対する理解促進と啓発を進める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
②スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。						社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや障害者スポーツ教室への協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援した。また、スポーツや文化活動に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障害者が社会参加しやすい環境の整備を図った。		スポーツや文化活動等、障害者が社会参加しやすい事業の充実を図りながら、社会参加事業への情報提供の方法も検討する必要がある。	社会福祉協議会や障害者団体との連携を図り、参加促進に努める。	○
③人にやさしい移動環境の整備「交通対策」の再掲（P162）	障害者が気軽に外出できるよう、歩行空間・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。										
(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	障害者支援に関するボランティア登録者数	138人（H21）	89人	92人	92人	150人				○	
①福祉教育の充実	「地域福祉」の再掲（P85）										
②地域での障害者に対する理解促進	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。						市主催の主要事業に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障害者の社会参加（情報保障）と地域住民の障害者に対する理解促進に努めた。 広報紙へ障害者週間（12月2日～12月9日）についての掲載を行ったり、市民ふれ愛まつりの福祉フェスティバルなどで、障害者に対する理解、啓発を行った。		思いやりとやさしさを育む福祉教育は、将来にわたって障害に対する理解を深める重要な要素であり、充実が必要である。	障害者が市行事、地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めていく。	○
③障害者の権利擁護・虐待防止	障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。						障害者虐待は、市への通報、相談等はないが、障害者の尊厳を守るため、広報紙のほか、自立支援協議会運営会議で障害福祉サービス事業所に対し周知するなどの啓発を行った。 平成28年4月に施行される障害者差別解消法についての広報紙への周知方法の検討を行った。		虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関と連携していくネットワーク構築についての検討が必要がある。 虐待の通報窓口として24時間対応ができるよう、体制整備についての検討が必要である。 成年後見制度の周知を行いながら、法人後見支援事業の実施について検討する必要がある。	関係機関との連携により権利擁護、虐待対応のネットワーク整備を検討していく。	○
④ボランティア活動の充実	障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。						社会福祉協議会のボランティア養成講座への協力、音訳サークル、点字サークルとの意見交換を実施し、障害者支援の充実、ボランティアの育成、活動支援ができた。 保健所が主催するボランティア養成講座について、広報紙等による周知を行った。		支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能の充実を図る取組を検討する必要がある。	社会福祉協議会と連携して、障害者を支援するボランティアの育成に取組む。	○
(4) 障害児支援の充実										○	
①子どもの障害の早期発見と早期対応	乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。						乳幼児健康診査の受診結果に応じて、医療機関への受診勧奨や健診事後指導教室への参加を勧め、障害の早期発見、早期療育に努めた。 事後指導教室を年齢別に2つの教室に分けて実施したことにより、年齢に合わせた適切な支援ができ、教室参加の待機者がなく、継続的に支援することができている。 平成27年度からは、事後指導教室にパート保育士を配置して兄弟の保育を担当したことにより、療育に集中しやすい環境を整えることができた。 あゆみ教室の保育士と保健センターの保健師、作業療法士が健診や療育等の場を共有する体制により、それぞれの専門的視点から支援方法を検討し評価することで、よりよい支援につながっている。		療育や医療機関の受診に同意が得られない保護者や文化や言語の壁がある外国人への早期療育支援が課題である。	通訳の他に活用できる社会資源の情報収集をしていく。	○
②継続した相談支援体制の確立	障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。						支援が必要な子どもについては、保育園や幼稚園入園後も作業療法士や保健師が面接し、保護者や保育士への指導・支援をおこなった。保育園の入園や入学にあたり、関係者に必要な情報提供をおこなった。入学後は、児童館、小・中学校でも巡回相談を実施し、継続支援ができている。 各課に所属している発達障害支援指導者の資格を持つ職員が、相談支援体制について検討する機会を持った。		依頼により小・中学校、児童館の巡回相談を実施しているが、支援体制を明確にしていく必要がある。 発達障害支援指導者が有効に活躍できる体制を検討していく必要がある。	小・中学校、児童館の巡回相談の支援体制を検討していく。 発達障害支援指導者の役割について検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課						
基本施策	4 地域福祉	総合計画書記載ページ	p84-87	(記入者)	氏名	丹羽 至						
施策がめざす将来の姿	●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。		基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・地域福祉計画をベースとし、地域福祉を推進するなかで、福祉意識の醸成や地域福祉活動は着実に進んでおり、安心して生活できる環境づくりが図られている。 ・避難行動要支援者名簿と災害時要配慮者支援体制マニュアルを作成し、平成28年度に関係機関への名簿情報の提供を予定していることから、災害時の支援体制づくりが着実に前進している。								
目標値	基本成果指標	単位		基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	%		年度 基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	・市民意向調査による
	ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	%	H22	48.7	-	-	-	48.2	-	55.0	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
(1) 地域福祉計画の策定	地域福祉計画策定	-	H24 策定済	H24 策定済	H24 策定済	策定				◎	
① 地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、市民参画を得ながら、地域福祉計画の策定をめざします。						小学校区ごとの地区懇談会の開催による地域福祉課題の抽出、その後の課題解決に向けた市民会議や高齢者・障害者・次世代育成の各専門職、地域福祉協力者団体とのヒアリングなどを行い、計画の策定を平成23年度に終えている。	特になし。	地域福祉の課題は多様化・細分化しており、第2期計画策定時には、地域性を考慮した計画づくりを目指す。	◎	
(2) 市民の福祉意識の醸成	福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,137人 (H21)	1,450人	1,337人	1,497人	1,300人				○	
① 地域福祉意識の醸成	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。						地域福祉計画を推進するなかで、市民が主体となり地域課題の解決に向けた取組（史跡めぐり健康ウォーキング、あいさつ運動、居場所づくりなど）を行った。また、1年間の活動を振り返る地域福祉推進フォーラムの開催や広報紙「いわくら地域のちから」で活動内容を掲載するなど、一緒に参加しやすい土壌を醸成することができた。	地域福祉の活動について、情報発信の強化や声かけなどを進め、携わる市民を増やすことが必要である。また、地域の福祉課題を身近な課題として認識してもらえるような働きかけも必要である。	活動に参画する機会の増大や地域ごとの特性を意識した取組を行っている。	○	
② 福祉教育の充実	高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。						市内全小中学校で年1回福祉実践教室を開催したのをはじめ、中学生向けに青少年等ボランティア体験学習の実施、子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座等を定期的に開催したことで、幅広い世代へ福祉教育を推進することができた。	講座終了後に、様々な場面で高齢者や障害者などと関わる機会や実践につながるような取組が必要である。	講座受講者が様々な場面で高齢者や障害者などと関わる機会や実践につながるような仕組みを検討する。	○	
(3) 地域福祉活動の充実・支援	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,174人 (H21)	1,583人	1,576人	5,178人	1,400人				○	
	ボランティア養成講座受講者数	23人 (H21)	38人	26人	59人	45人					
① 社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会が新しく策定する地域福祉活動計画※の推進など、地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や活動を進めるための支援を行います。						地域福祉計画と一体で策定した地域福祉活動計画を推進するなかで、市民とともに協働で地域課題の解決に取り組んだ。また、職員が積極的に研修へ参加するなど人材育成が図られた。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能の検討が必要である。	地域福祉のニーズは多様化しており、引き続き人材育成や組織の充実を図っていく。	○	
② 地域福祉の担い手の育成	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組む						手話、音訳、要約筆記などのボランティア養成講座を開催したほか、地域福祉計画の推進を通して、社会福祉協議	福祉活動に参加する人材を継続して増やしていく必要がある。また、地域福祉のニ	地域福祉のニーズに合致した担い手の充実を目	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
	ます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。						会とともに福祉活動に参加する担い手を育成した。		一ズに合った人材育成も必要である。	指す。	
③ 地域コミュニティを担う団体への支援	地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。						民生委員・児童委員協議会や老人クラブなどの会議に参加しながら地域福祉活動の支援を行った。		各種団体が地域の課題にどのように関わっていくのか協議が必要である。	各種団体の役割について協議する場を創出していく。	○
(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	まちの縁側の数	4か所 (H21)	5か所	7か所	7か所	10か所					○
	福祉避難所数	-	1か所	2か所	2か所	2か所					
① 支え合いのネットワークづくり	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。						地域福祉計画を推進するなかで、福祉・保健・医療・介護の専門職が定期的に部会を開催し情報共有した。 また、地域福祉協力者団体や地縁組織を含めた「顔の見える連携交流会」を行い、日常的に相談や協力できる関係性が高まった。		専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や地縁組織を含め、より重層的にネットワークづくりを進めることが必要である。	様々な立場の人のつながりを深め、重層的なネットワークづくりを進めていく。	○
② 地域における見守り・支援体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	「高齢者福祉・介護保険」の再掲 (P72)						/		/	/	/
③ 地域福祉活動拠点の充実	地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。						地域住民やボランティア団体、社会福祉協議会との協働で、まちの縁側の立ち上げに努めたほか、地域福祉計画を推進するなかで、継続的に居場所の魅力発信を行い、気軽に集える居場所づくりの機運を高めることができた。		既存の居場所が継続的に実施できるよう支援を検討するほか、地域ごとに居場所づくりを進めることが必要。また、地域福祉活動の拠点として、常時相談できる環境づくりも必要である。	地域福祉活動の拠点をどこに置くか、またどんな形態がよいか、地域住民や社会福祉協議会との協働を進めていく。	○
④ 災害時要援護者の支援体制づくり	災害時に備え、災害時要援護者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようするための体制づくりを進めます。また、災害時要援護者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。						平成25年の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、平成27年度に名簿の作成と円滑かつ迅速な支援を行うための「岩倉市要配慮者支援体制マニュアル」の作成を行った。 平成27年度は、福祉避難所での生活で必要となる発電機、ダンボールベッドなどの備品を購入した。		避難行動要支援者名簿をもとに、災害発生時に地域で円滑な救護活動が行われるよう、関係部署や関係機関と調整が必要である。	避難行動要支援者名簿の更新を進めるとともに、災害発生時の個別支援について検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第3節 社会保障			責任者	所属	市民窓口課				
基本施策	1 福祉医療			総合計画書記載ページ	p 88-89			(記入者)	氏名	近藤 玲子				
施策がめざす将来の姿	●高齢者や障害のある人、子どもや母子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。			基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療は、市単独事業の拡大により、市財政への負担が大きくなっており、少子化対策の観点からも国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望を行った。 広報紙やホームページで福祉医療制度の周知を図るとともに、関係部署と連携し、制度の適正な運用に努めた。 後期高齢者福祉医療制度については、県内の市町村の状況を踏まえ、負担の公平性の観点から、対象者要件の見直しを行った。 									
目標値	基本成果指標				単位	基準値			現状値			目標値	算出根拠	
	子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合				%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H27
					H20	68.4	-	-	74.6	-	-	70.0	72.0	・市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 福祉医療費助成制度の充実											◎
① 福祉医療費助成制度の充実	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療費制度の充実に努めます。また、制度の充実について、国・県に要望します。						子ども医療費助成制度は、子育て家庭の経済的負担軽減のため、中学校3年生までを対象として医療費の保険診療のうち自己負担分を助成している。 子ども医療は、少子化対策の観点からも国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望を行った。		市単独事業の拡大により、市財政への負担が大きくなっている。子ども医療費助成制度は、国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ引き続き国へ要望する必要がある。	子ども医療費助成制度が国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望する。	◎
(2) 福祉医療費助成制度の周知と適正化											◎
① 福祉医療費助成制度の周知と適正化	支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療費助成制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。						広報紙（年2回）、ホームページへの掲載により、福祉医療制度の周知に努めた。また、関係部署と連携を密にとり、対象者を把握し、未申請者の発生を防ぐよう努めた。 県内の市町村の状況を踏まえ、負担の公平性の観点から、税法上の被扶養者を後期高齢者福祉医療制度のひとり暮らし高齢者の対象から除外する見直しを行った。		福祉医療制度を維持するために、県内の市町村の状況を踏まえ、適正な運用について、検討していく必要がある。	対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めるとともに、制度の適正な運用について県内市町村の動向を把握し検討する。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	福祉課							
基本施策	2 低所得者の生活支援	総合計画書記載ページ	p90, 91	(記入者)	氏名	丹羽 至							
施策がめざす将来の姿	●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・生活に困窮された方への相談は、生活自立支援相談室において、他関係機関とも連携を取りながら円滑に対応及び支援ができています。特に、失業され住居を失う恐れのある方へ住居確保給付金を支給し、安心して就労活動を行うことができ、就労につながっている。 ・被保護者に対しては、家庭訪問などを通じて生活状況を確認し、必要に応じた支援を行うとともに、扶養義務調査及び資産調査により保護要件の確認を行い適正な生活保護の実施に努めている。										
目標値	基本成果指標		単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
	就労による自立世帯数		世帯	年度	基準値	H23	H24	H25		H26	H27	H27	H32
				H21	13	15	6	5	2	12	20	30	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
(1) 自立支援の充実	生活保護者のうち就労者数	14人 (H21)	26人	12人	24人	30人				◎
① 相談体制の充実	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制を充実します。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、ケースワーカーの資質向上を図ります。						積極的に研修会等に参加することでケースワーカーの資質向上を図り、様々な社会保障の手続きなどの知識を深め被保護者の立場に立った支援を行うとともに、生活に困窮した相談者に応じた適切なアドバイスや被保護者の複雑な状況にも対応できるよう努めている。 平成27年度から始まった生活自立支援相談室の相談業務は、生活困窮から障害や病気のことなど多岐にわたることが多く、支援調整会議で情報を共有し、関係機関と連携を取り適切な支援を行った。 住居確保給付金の支給により、失業中に住居の確保ができ、就労のための活動を支援し、就労につなげることができている。	生活自立支援相談室への相談が増えている。今後も増え続ければ、現在の1.5人の相談員の体制で対応は難しい。生活困窮により一時的に食料支援が必要な相談者が増えている。	生活自立支援相談室の相談員の増員も含め、体制整備を検討していく。 緊急的な支援としてフードバンク等の登録や任意事業の拡大について検討していく。	◎
② 自立した生活に向けた支援	被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組みます。						ケースワーカーは家庭訪問や面談等により被保護者の状況を把握し問題があればケース検討会議等により、被保護者の対応を複数の職員で検討把握し、適切に支援している。 就労により安定した生活を営むことを目標とし、就労支援員とケースワーカーが連携し就労支援に取り組んでいる。	特になし。	ケースワーカー、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携を取り、個々に合ったよりきめ細かい就労支援を継続して行う。	◎
(2) 適切な保護の実施										◎
① 保護世帯の的確な把握	生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。						生活自立支援相談室、ハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯や生活に困窮している世帯の把握に努めている。	特になし。	地域の民生委員・児童委員や関係機関から情報を得ながら生活自立支援相談室や関係部署、関係機関と連携を取り実態把握を行う。	◎
② 的確・迅速な生活保護の実施	生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。						受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めており、生活保護受給期間内においても扶養義務調査や資産調査等により保護要件の確認を定期的に行うなど適正な受給に努めている。	特になし。	迅速な処遇決定を行うとともに、不正受給がないよう各種調査を行う。ケース検討会議等で情報共有し共通認識を持ち適切な対応を行う。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課						
基本施策	3 公的医療保険・年金	総合計画書記載ページ	P92-93	(記入者)	氏名	近藤 玲子						
施策がめざす 将来の姿	●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。		基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・市民の健康保持増進については、特定健康診査を実施し、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対し、保健師の個別訪問等による受診勧奨を行い、生活習慣病の予防に努めた。 ・医療費やレセプトデータの分析結果を活用したデータヘルス計画を策定したことにより、平成28・29年度に効果的かつ効率的な保健事業を実施することとした。 ・国民健康保険税の徴収については、通訳の設置、口座振替受付サービスの導入、夜間電話催告等の実施により、収納状況は改善してきている。 ・国民年金制度については、市民が正しく理解し、安心して老後の生活を送ることができるように、年金相談を実施するとともに、広報紙等の活用や成人式でのリーフレットの配布等により制度の啓発に努めた。								
	●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。											
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠				
			年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H27	H32	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公的医療保険制度の適正な運用	特定健康診査受診率	40.4% (H21)	41.7%	41.7%	42.9%	65.0%				○	
	国民健康保険税収納率	85.9% (H21)	89.3%	90.7%	91.0%	90.0%					
① 生活習慣病の予防	市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。						特定健康診査の広報紙への掲載内容を刷新することにより、効果的な受診勧奨ができた。特定保健指導の未受診者に対し、保健師の個別訪問により、効果的な受診勧奨や保健指導を行った。		生活習慣病予防のために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る必要がある。	効果的な勧奨事業を行い、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る。	○
② 医療費の適正化	公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複・多受診世帯に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。						医療費の適正化を図るため、医療費通知（年6回）、後発医薬品差額通知（年4回）を実施した。保険証交付の際にジェネリック医薬品希望シールを貼付したケースを配付し、利用が促進されるよう周知に努めた。柔整・マッサージ等の適正受診を図るため、多受診者に対し、実態調査を行った。医療費やレセプトデータの分析結果を活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するためのデータヘルス計画を策定した。		重複・多受診者に対する効果的な指導を実施するための仕組み作りが必要である。	データヘルス計画に基づき、保健事業を実施する。	○
③ 収納率の向上	公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等や資格証明書の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。						平成27年4月からポルトガル語を話すことができる通訳を配置し、外国人滞納者に対し、通訳、電話催告及び文書翻訳などを行い徴収体制の強化を図った。平成27年10月から口座振替については、口座振替受付サービスを導入し、手続等の効率化を図った。借入金の返済で困っている滞納者に対し、弁護士と連携し、過払金を徴収し、納税に繋げる仕組みを整えた。愛知県東尾張地方税滞納整理機構に職員1名を派遣し、高額滞納事案の滞納整理や、徴収に関するノウハウを学んだ。毎月第3日曜日に休日納付窓口を開き、納税者の利便性を図るとともに、初期滞納者の早期対応を目的に月1回の夜間電話催告を実施した。短期被保険者証の発行時には、納税相談等の面談機会を増やしている。		収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、導入の検討を行う必要がある。収納率向上のためには、組織として滞納整理のノウハウを伝承する必要があり、県の支援制度の活用や新たな任用等を通じ、徴収体制の強化を検討する必要がある。	収納率の向上と収入未済額の縮減に向けて、引き続き取り組む。口座振替による納税者を増やす。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容											
(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発										○		
① 公的医療保険・年金制度の周知や啓発活動	医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。						公的医療保険制度や年金制度の啓発記事を広報紙やホームページへ掲載し、積極的な周知に努めた。制度をよりわかりやすくするため、リーフレット等の改善に努めた。成人式での啓発活動として、公的医療保険制度や年金制度の理解や関心を高めるため、リーフレットを配布した。			医療保険の収納率の向上や国民年金の未加入者の解消が課題である。	引き続き、わかりやすい制度の周知に努める。	○
(3) 国や県への要望										○		
① 公的医療保険制度に関する要望	国で検討されている後期高齢者医療制度に替わる新制度においては、高齢者だけではなく、全年齢を対象とした国民健康保険の広域化を図るとともに、わかりやすい制度となるよう国に強く要望していきます。						国に対して、国民健康保険制度への国の財政支援の拡充を要望している。また、広域化により、市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう要望している。			広域化に向けた国と地方の協議が続いており、具体的な内容が示されていない。	引き続き、国の財政支援の拡充及び広域化による市町村が担う事務の平準化や効率化等が促進されるよう要望していく。	○
② 年金相談の要望	年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望します。						隔月での年金出張相談を毎月実施となるよう、日本年金機構一宮年金事務所に要望している。			日本年金機構一宮年金事務所による年金出張相談の毎月実施が実現していない。	引き続き、年金出張相談の充実を日本年金機構一宮年金事務所に要望していく。	○